

就職や退職により、健康保険が変わったら

国保の加入・脱退には、手続きが必要です。「国民健康保険」と「会社等の健康保険」が自動で切り替わることはありません。手続きの際には、次のものをお持ちのうえ、国保年金課または各総合支所市民係までお越しください。

●必要なもの一覧

※手続きは、資格喪失日（離職日の翌日）以降になります。

国民健康保険に 加入 するとき	国民健康保険を 脱退 するとき
資格喪失連絡票など (前の健康保険を脱退したことを証明するもの)	会社等の健康保険証 (保険証が変わった方全員分)
窓口に来る方の本人確認書類(運転免許証等)	
	国民健康保険証 (保険証が変わった方全員分)
	限度額適用認定証・標準負担額減額認定証
各種医療証(重度心身障がい(児)者医療・子育て支援医療・ひとり親家庭等医療)	
年金手帳または基礎年金番号通知書(60歳未満でお持ちの方)	
マイナンバーカード	
委任状(別世帯の方が届出をする場合)	



国保の **脱退** 手続きについては、郵送でも受け付けています。
詳しくは市ホームページの「郵送による国民健康保険の手続き」をご覧ください。

大学などへの進学・卒業が決まったら

酒田市国保に加入されている方で、進学を理由に酒田市外へ転出される方には、学生用保険証を交付しています。学生用保険証の交付には手続きが必要です。転出届を提出したら、

- ① 学生であることが証明できるもの
(在学証明書または学生証、入学前の場合は合格通知書など)
- ② 今まで使用していた国民健康保険証

をお持ちのうえ、国保年金課または各総合支所市民係へ届出を行ってください。



★卒業などにより学生用保険証を返却する場合

酒田市国保の学生用保険証(右側に㊦と記載)をお持ちで、今年3月に卒業する予定の方がいる世帯に、学生用保険証の返却手続きのご案内をお送りします。進路に応じて必要書類を確認のうえ、お手続きください。学生用保険証を使用できるのは、「学生である期間」のみです。

※進学や退学などにより学生である期間が変更になる場合も、学生用保険証の有効期限を変更するため、手続きが必要です。

令和6年
1月から!

産前・産後期間の国保税が免除されます

子育て世帯への負担軽減等を目的に、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税(均等割分と所得割分)が免除されます。

- 免除期間**…………… 出産予定日(または出産月)の前月から4か月間
多胎妊娠の場合は、出産予定月(または出産月)の3か月前から6か月間
- 対象となる方**…………… 令和5年11月1日以降に出産の国民健康保険被保険者
- 受付期間**…………… 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。
- 届出に必要なもの**…… ①対象者の母子健康手帳 ②対象者と世帯主のマイナンバーカード
③対象者の国民健康保険証 ④届出者の本人確認書類(運転免許証など)
- 届出先**…………… 税務課税制係、国保年金課国保係、各総合支所市民係
- お問い合わせ**…………… 税務課税制係 ☎26-5711、国保年金課国保係 ☎26-5727

医療費通知を確定申告に使用できます

国保加入世帯に年6回(5月・7月・9月・11月・1月・2月)お送りしている医療費通知は、医療費控除の申告にご使用いただけます。申告に必要な「医療費控除の明細書」の記入の際にご活用ください。

- ◆『医療費控除の明細書』の記入内容の確認のため、税務署等から領収書の提示又は提出を求められる場合がありますので、領収書等はご自宅で5年間保管してください。
- ◆医療費通知に記載されていない医療費分は、領収書に基づき、明細の記入が必要です。
(※医療費通知は、受診された医療機関からの請求に基づいて作成しています。)
- ◆医療費通知の再発行はできません。
(※マイナ保険証の登録をすることで、マイナポータル上で医療費通知情報を確認できます。)



《確定申告に関するお問い合わせ》税務課市民税係 ☎26-5712
《医療費通知に関するお問い合わせ》国保年金課国保係 ☎26-5727

セルフメディケーションに取り組みましょう

セルフメディケーションとは…

WHO(世界保健機関)により「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること」と定義されているものです。

普段からバランスのとれた食事、適切な運動、十分な睡眠を心がけるなど体調管理に気を配り、軽度の体の不調にはOTC医薬品(薬局やドラッグストアなどで処方箋がなくても購入できる医薬品)を上手に活用するなど、積極的にセルフメディケーションに取り組んでいきましょう。

↓ぜひ、こちらの制度も活用してみてくださいはいかがでしょうか↓

★セルフメディケーション税制

健康の保持増進や疾病予防への一定の取組を行っている方が、OTC医薬品のうち、医療用から転用された「スイッチOTC医薬品」を年間で一定の金額以上購入した場合、その費用を申告することで、所得から控除することができる制度です。

※通常の医療費控除と併せて受けることはできません。

セルフメディケーション
税 控除 対象

《セルフメディケーション税制に関するお問い合わせ》税務課市民税係 ☎26-5712